



島根県報

平成21年2月24日（火）

号外第20号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

（議 員 提 出） 3

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

改正前	改正後
(1) 減額の期間 平成16年4月1日から 平成21年3月31日までの間	(1) 減額の期間 平成16年4月1日から 平成22年3月31日までの間
(2) 減額率 議長 20パーセント 副議長及び議員 15パーセント	(2) 減額率 同左

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第1号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）
の一部を次のように改正する。

「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。